

介護老人保健施設 福の里 花乃邸

(指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業所)

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人朋寿会が開設する介護老人保健施設福の里 花乃邸（以下「事業所」という）が行う指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 福の里 花乃邸
- (2) 所在地 名古屋市中村区京田町 3-60

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（医師）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理運営を統括する。

(2) 職員

別に定める介護老人保健施設 福の里花乃邸運営規程第 4 条（2）に定める職種及び員数のとおりとする。

職員は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等）

第 5 条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、それぞれの介護報酬の公示上の額のうち、利用者の介護保険負担割合証に示されている利用者負担割合の額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 滞在費及び食費

一) 滞在費 介護度、段階別にて適用される

二) 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、次の額を徴収する。

個室A 2,100円、個室B 1,900円、個室C 1,150円

三) 食費は、朝食 445円、昼食 675円、夕食 675円を徴収する。

滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額の1日当たりの料金とする。なお、実際の食費の金額が認定証に記載された金額より少ない場合は、その少ない金額とする。

3 理美容代は、調髪2,200円を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、日用品費 210 円、教養娯楽費 210 円、洗濯代 1 ネット 419 円(利用者のみ)を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第 6 条 通常の送迎の実施地域は、名古屋市西区、北区、中村区、東区、中川区、中区、の 6 区の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第7条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 入所生活の規則は、施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共用の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第8条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第9条

1.事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修年2回

2 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人朋寿会の理事会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、令和元年 11 月 1 日から改訂する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から改定する。